

平成22年度 第1回宇部市特別職報酬等審議会会議録（要約）

日時 平成22年10月5日（火） 13時30分～15時30分

場所 市役所 本庁4階 第2委員会室

出席者

・出席委員9名

光井 一彦 （宇部商工会議所 会頭） 会長
大田 明登 （弁護士） 会長職務代理
赤川 信恒 （NPO 法人 うベネットワーク 理事長）
河野 直行 （宇部市漁業組合連合会 会長）
河村 竜太 （宇部青年会議所 理事長）
河野 幸子 （国際ソロプチミスト宇部 会長）
梨木 譲二 （連合山口宇部地域協議会 議長）
前田 文樹 （山口宇部農業協同組合 代表理事組合長）
脇 和也 （株）宇部日報社 代表取締役社長）

・欠席委員1名

藤田 昭一 （宇部市自治会連合会 会長）

・事務局

木藤 昭仁 （総務管理部長）
常田 完治 （総務管理部次長）
仁井 多加志 （総務管理部職員課長）
村上 正和 （総務管理部職員課長補佐）
島田 伸弘 （総務管理部職員課給与厚生係長）
上村 圭二 （総務管理部職員課人事研修係長）
綿貫 哲之 （総務管理部職員課主任）
川本 満隆 （総務管理部職員課）

【議事等の要約】

委嘱状交付（市長より）

市長あいさつ

委員紹介

会長選出（条例に基づき委員の互選により、光井委員を会長に選出）

会長あいさつ

職務代理者指名（条例に基づき会長から、大田委員を指定）

諮問書交付（市議会議員の議員報酬並びに市長及び副市長の給料及び退職手当の額並びに非常勤職員の報酬の額の改定について諮問）

市長退室

議 事

1 諮問書の補足説明と審議会の運営について

（会 長） それでは、ただいま諮問書を受け取りましたが、これについて補足することがあれば、事務局からお願いします。

（事務局） 審議会で御審議いただく内容は、従前からの所管事項として、市議会議長、副議長、常任委員

長、常任副委員長、議会運営委員長、議会運営副委員長、議員の議員報酬月額と市長、副市長の給料の額並びに今回から追加となりました、市長、副市長の退職手当の額、及び非常勤職員の報酬の額となっております。

答申を受けて改定となれば、条例案の改正、予算案を議会に提出する必要がありますので、答申書のとりまとめは、これまでの開催実績で行けば3回の会議の後、答申となっております。

しかしながら、今回は、追加事項もありますので、3回から4回の開催、期間については1ヶ月半程度必要と考えています。

(会 長) ただいま諮問についての補足説明がありましたが、今回は追加の諮問事項もあるということで1ヶ月半程度を目安とすれば、基本的に3回から4回程度の会議の開催が適切かと思われませんが、いかがでしょうか。

(事務局) 前回の流れを申しますと、第1回目は資料の説明を、第2回目に踏み込んだ議論をしていただき、そこで改定案が出ればそれを含めた議論をしていただきたいと考えていたのですが、前回の開催は10年ぶりということもあり、改定案まで議論するには至りませんでした。そして第2回目から第3回目の間に委員の皆様一人ひとりから改定案の私案を提出いただき、それを事務局がとりまとめ、第3回目で議論していただき、答申案の内容を詰めていくという流れでした。

(会 長) それでは、追加事項もありますので、本日も含めて4回の開催ということを前提に、追加の資料を必要とするなどの場合には事務局の方にも資料作成をお願いするというので、1ヶ月半と短期間ではありますが進めていきたいと考えます。委員の皆さんはそれぞれ意見があるかと思いますが、議員の報酬月額については、ある程度の集中審議が必要かと考えます。

また、公開の方法ですが、会議を公開するというのが最近の流れですが、審議内容が報酬等ということを考えれば、会議録を公開するというにしたいと思いますが、事務局で何か考えはありますか。

(事務局) 公開の方法については全て公開する方法、会議を非公開として会議録を公開する方法、そして全て非公開とする方法の3つの方法があると考えます。その中で報酬というセンシティブな内容のため、自由な意見交換や審議をしていただくためには、先ほど会長が申されたように会議は非公開とし、会議録を公開するという方法はいかがでしょうか。

また、会議録は、委員の名前を公開とするのか非公開とするのか、また内容を全部記録する方法と要点記録とする方法があります。

このあたりをご検討いただきたいと思います。

(会 長) 事務局から説明がありましたが、公開については皆さんに自由な意見交換をしていただきたいと思いますので、会議は非公開とし、公正な審議がなされた結果を要点としてまとめ、発言した委員の名前は非公開とした議事録として公開するという方が望ましいと考えますが、委員の皆さんの意見はいかがでしょうか。

委員から異議なしの発言あり

(会 長) それでは、会議は非公開とし、総括的な会議録を公表するというにしたいと思います。

(委 員) 公開はどのような方法で行いますか。

(会 長) 市のホームページで公開したいと考えます。

(事務局) 会議が終了したらその都度早めに公開したいと考えますが、いかがでしょうか。

(会 長) 事務局にはお手数ですがよろしくお願ひしたいと思います。

2 資料の説明及び質疑応答について

(会 長) それでは、審議に入ります。事務局から資料の説明をお願いします。

(事務局) <委員に配付した「宇部市特別職報酬等審議会資料」及び「資料1 行政委員の報酬の見直しに係る現状及び問題点について」に基づき説明～約1時間10分>

(会 長) ここまでの資料説明又は全体を通して、質問等があればお願ひしたいと思います。

事務局の説明では、市長は20%、副市長は15%給料月額を減額している。退職手当についてもそれぞれ50%、30%減額、議員については議員報酬月額を5%減額しているということですが、資料は減額前の金額が記載されています。減額後の金額も記載した方がよいのではないのでしょうか。

(事務局) 市長の給料月額20%減額や退職手当50%減額は現在の市長が自ら判断して実施しています。条例上の給料月額は、市長は99万円で改定されていません。他市につきましても、条例上は改定されていなくとも、各首長が、ご判断されて減額されています。

この報酬審議会では、本来の報酬額の99万円が適正なのか、適正でなければいくらが適正な額なのかということをお審議していただきたいと考えています。

したがいまして、事務局としては減額前の金額で資料を作成させていただいた訳です。

(会 長) 事務局から説明がありましたが、減額措置については自主的な判断のもと実施されているため、本審議会では経済情勢や財政状況、他市の状況等を考慮しながら、宇部市の市長としてふさわしい額、適正な額はどのくらいなのかということをお審議し、答申したいと考えます。

(委 員) 審議会が市長に答申し、市が議会に条例案を上程して条例が可決されるという考えでよろしいですか。

(事務局) そのとおりです。

本来の給料月額等を改定する場合には条例案を上程することとなります。

減額措置については別の条例案を上程して議会でも可決されて実施しています。

また、3月議会に上程となりますと仮に否決された場合には予算案にも影響がでますので、12月議会に上程できればと考えます。ただし、前回より審議事項が追加されていますので、審議が長くなれば3月議会に上程することになるかと考えます。

(委 員) 議員の政務調査費の状況はどうなっていますか。

(事務局) 資料の11ページに記載してあります。本市においては一人当たり年額24万円となっており、これは議員報酬と別に支給しています。県内他市や類似団体の状況も記載していますので参考になるかと思ひます。

(委 員) 確認ですが、平成20年度の答申書の最後のところに「現時点では改定を行うこととせず」と「自主的な減額措置」とあります。前者の「改定」については一般的な報酬等の条例があり、この条例上の額について審議する。後者の「減額措置」については自主的な判断で実施されているため別の条例がある。本審議会では前者の「改定」について審議するということがよろしいですか。

(事務局) そのとおりです。

今ありましたが、資料2として前回の答申書を配布しています。あくまで前回の内容ですが「2審議の経過」の中に参考とした資料、考慮した要素等が記載されています。前回の最終的な結論は据え置きとなりましたが、自主的な減額措置については引き続き実施されるよう要望されています。

前回の答申書をご覧いただければ、前回の概要が把握できようかと思います。

(会長) それでは、委員の皆さんにお願いしたいのは、各委員さんが現時点で考える適正な報酬額等を事務局に事前に提出いただければ次回の会議がスムーズに進行できると考えます。また、事務局の方には、行政委員会委員の報酬の年間総額及び活動状況等がわかる資料をお願いします。

(事務局) 非常勤職員については資料35ページにあります。一点目は各種審議会、協議会委員等の月額6,300円について審議していただく、二点目は行政委員の月額制を日額制にした方が良いのか、その際全ての行政委員について、日額制又は月額制のどちらが良いのかを資料37ページに活動状況の概要等を参考にしてご検討していただきたいと思えます。三点目は日額制が良いということになれば適正な額はいくらかということをご審議いただければと考えますが、開催回数も考えるとここまでの審議は困難かもしれません。まずは日額制が良いのか否かということをご検討いただければと考えます。

必要な資料や質問等があれば事務局の方で資料を作成し、状況に応じて委員の皆さん全員にお配りする等対応してまいります。

(会長) それでは、委員の皆さんは必要に応じて、事務局へ資料や質問の要請をしていただきたいと思います。

3 第2回の審議会日程について

(会長) それでは次回の日程ですが、事務局の方で案はありますか。

(事務局) 日程についてですが、10月18日の月曜日はいかがでしょう。

(各委員) 10月18日については、特に異議なし。

開催日は10月18日とし、開始時間は調整することとなる。

審議会終了時刻 15時30分

以上